

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党佐賀県北部地区委員会から令和 2 年 7 月 20 日に訂正の報告があったので、令和元年 11 月 29 日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成 30 年分）の一部を次のとおり訂正する。

令和 2 年 9 月 15 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

総括表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「3,749,471」を「3,447,362」に、

「

5,294,980	
-----------	--

」を「

5,294,980	302,109
-----------	---------

」に改める。

1. 寄付の内訳の表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「440,000」を「137,891」に改める。

6. その他の収入の内訳（1 件 10 万円以上のもの）の表中

日本共産党佐賀県委員会	大会議室を知事選挙事務所として貸与	400,000	を
内川修治後援会	会費（県政報告会）	111,000	

日本共産党佐賀県委員会	大会議室を知事選挙事務所として貸与	400,000	に改める。
日本共産党佐賀県北部地区委員会	会議室使用料	300,000	
内川修治後援会	会費（県政報告会）	111,000	